

近畿大学附属豊岡高等学校・中学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

◎いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは人として決して許されない行為です。しかしながらどの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題の取り組みに当たっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む必要があります。特に生徒が「いじめをしない人」に育つよう、また「いじめを生まない環境」を作り出すよう、全ての教職員が未然防止の活動に努めることが求められます。

1. いじめとは（どんなことが「いじめ」になるのか）

いじめは「いじめ防止対策推進法」によって定義されています。

「いじめ」とは、生徒Aに対して、その生徒Aが在籍する学校に在籍している生徒Aと一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいいます。

《生徒間で受けた側が嫌な気持ちになったり、痛みを感じたりすると「いじめ」になり、それを行った側が「いじめ」と考えていなくても「いじめ」となります。》

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にどのような特質があるかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。以下の①～⑦は教職員がもつべきいじめ問題についての基本的認識です。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめにおいては加害と被害が入れ替わりながら双方を経験する場合もある。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり集中的に行われたりすることによって生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめはその態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑制する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

3. いじめへの対応

【発達支持的生徒指導】

全ての生徒にとって安全で安心な学校・学級づくりを目指す。

【課題未然防止教育】

教職員がいじめられる側を絶対を守るという意味と取組を行い、いじめを許容しない雰囲気浸透させる。

【課題早期発見対応】（課題予防的生徒指導）

いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート、面談、健康観察など）。

【困難課題対応的生徒指導】

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助。

（いじめ防止対策組織による被害生徒のケア、加害生徒指導、関係修復など）

◎未然防止

いじめ問題において、生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるとともにいじめが起こらない学級・学校づくりを進めるなど、未然防止に取り組むことが最も重要です。好ましい人間関係を築き豊かな心を育て、生徒・保護者の意識や背景等を把握したうえで生徒の成長・発達を支える生徒指導を実施していく必要があります。

1. 発達支持的生徒指導

生徒への日々の挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じて個と集団へ働きかけることにより生徒が自己理解力や思いやり、共感性などを身につけるのを支える指導。

2. 課題未然防止教育

各教科の授業、HR 活動、人権教育、道徳教育、体験活動、情報モラル教育など。

(命や人権を尊重し豊かな心を育て、いじめをしない態度や力を身につけるよう継続的に行う)

3. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ・自己肯定感、自己有用感を高める教育活動。
- ・実際の事例などを教材に生徒同士でいじめ問題を協議するなど、自分の事として捉えられるような実践的な取り組みを行う。
- ・教職員の協力協働体制を築く。

4. 生徒理解に基づく実態把握と保護者、関係機関との連携

- ・教職員の気付き。
- ・アンケート、面談、健康観察など。
- ・保護者、関係機関への連携協力の依頼。

◎早期発見

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるかに思いをはせる必要があるため、生徒の表情や学級、ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめを察知しようとする姿勢が求められます。また、個々の教職員の力を高めるだけでなく、組織的な気付きを促し、全校を挙げて問題に取り組むことで見落としや判断の誤りを防ぎます。

1. いじめの早期発見に向けて

- ・日々の観察（生徒が居るところには教職員も居る体制）
- ・観察の視点（集団を見る観点の必要性）
- ・記録帳の活用（コメントのやりとり）
- ・学校カウンセラー（気軽に相談できる雰囲気づくり）
- ・生活アンケートの実施

2. 教職員のいじめに気付く力を高める

- ・生徒の成長を支援する姿勢を持つ。
- ・生徒を共感的に理解する。
- ・いじめは見えにくいことを踏まえて対応する。

3. 相談しやすい環境づくりを進めるために

生徒が教職員や保護者へいじめの相談をすることは、とても勇気がいる行為です。場合によってはさらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識し、細心の注意を払って対応しなければなりません。対応によっては教職員への不信感を生み、その後、いじめがより潜在化することも考えられます。

本人からの訴え

- ・心身の安全を保証する。
- ・事実関係や気持ちを傾聴する。

周りの生徒からの訴え

- ・話を聞く際は他の生徒に気付かれないよう配慮する。
- ・勇気ある行動を称え発信元は明かさなないなど安心感を与える。

保護者からの訴え

- ・問題の有無に関わらず、日頃から生徒の良い所や気になる場所など、学校での様子を連絡する。
- ・保護者の気持ちを十分理解して接することが大切です。

教職員の対応

- ・人権感覚を磨き生徒の言葉を受け止め生徒を守る姿勢を示す。
- ・共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

4. 関係機関との連携

- ・大人が生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるようなネットワークづくりが大切です。こども家庭センターや福祉事務所、場合によっては警察とも連携する必要があります。

◎早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする事が大切です。

1. 事実確認・実態把握

- ・加害者と被害者の確認（誰が誰をいじめているのか）
- ・時間と場所の確認（いつ、どこで起こったのか）
- ・内容（どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか）
- ・背景（いじめをした動機は何か）
- ・要因（いじめのきっかけは何か）
- ・期間（いつ頃から、どれくらい続いているのか）

2. いじめが起きた場合の対応

いじめられた生徒に対して

- ・事実確認とともに、つらい気持ちに共感し、心の安定を図る。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ・学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
- ・自尊感情を高めるよう配慮する。

いじめられた生徒の保護者に対して

- ・家庭訪問等で保護者に面談し事実関係を伝える。
- ・学校の方針を伝え今後の対応について協議し同意を得るようにする。
- ・つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続的に連携し解決に取り組むことを伝える。
- ・家庭で子供の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

いじめた生徒に対して

- ・いじめた気持ちを十分に聴き背景にも目を向け成長支援の観点から指導する。
- ・孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと毅然とした態度で粘り強く指導する。
- ・いじめは決して許されないことやいじめられた側の気持ちを認識できるような指導をする。

いじめた生徒の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・法や学校いじめ防止基本方針を踏まえ「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の反省・改善を図るために今後の関わり方などを一緒に考えるなど連携を図り支援する。

周りの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者や大人にいじめを知らせる相談者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を学級、学年、学校全体に示す。
- ・はやし立てる行為だけでなく、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動だと伝え理解させる。
- ・いじめについて話し合い自分たちの問題として意識できるようにする。

継続した指導・支援

- ・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、記録帳などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・被害生徒を褒めたり認めたりして肯定的に関わり自信を取り戻せるよう支援する。
- ・被害側、加害側ともに心のケアに努める。
- ・いじめの発生を検証し再発防止・未然防止に努め、いじめを生まない学級・学校づくりに取り組む。

◎組織的対応

学校がチームとして機能するために

1. 1人で抱え込まない

1人でやれることには限界があります。1人で仕事をこなさなくてはという思い込みを捨てて組織で関わることで生徒理解も対応も柔軟できめ細かいものになります。

2. どんなことでも問題を全体に投げかける

些細なことでも学年会議や校務分掌の会議、職員会議等に報告し、常に問題を学年全体、学校全体として共有する雰囲気を生み出すことが大切です。

3. 管理職を中心にネットワークをつくる。

情報の収集と伝達を円滑に進めるためのネットワークを学校の内外につくり、連携した行動の核となる存在が不可欠である。

4. 同僚間での継続的な振り返りを大切にする。

自分たちの考えや行動を点検する必要があります。同僚の教職員間で継続的に振り返りを行うことで自身の認知や行動の特性を自覚することができ、幅広い他者との協働が可能になります。

いじめ対応チームの役割

1. 学校いじめ防止基本方針に基づく中核的役割を果たし、校内研修を企画・実施する。
2. いじめの相談・通報の窓口になります。複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有します。些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込んだり対応不要と個人で判断したりせずに進んで報告・相談できるように環境を整備する。
3. いじめの疑いのある情報があった場合、緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、方針の決定と保護者との連携などの対応をする。
4. 学校いじめ防止基本方針の点検、いじめ対策の取り組みが効果的なものになっているかなどの検証。
5. いじめの重大事態の調査組織の母体になる。

◎いじめの重大事態への対応

1. いじめの重大事態とは（法における定義 第28条第1項）

・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（生命：自殺を企図 心身：暴行により骨折、心的外傷後ストレス障害との診断 財産：金銭を強要 等）

・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（相当の期間とは不登校の基準の年間30日を目安としますが一定期間連続して欠席している場合には30日に到達する前から教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要です。）

2. 重大事態が発生したときの対応

・重大事態が発生した旨を教育委員会を経由して地方公共団体の長まで速やかに報告します。

・初期対応では特に対象生徒・保護者との情報共有が重要となり教育委員会又は学校において窓口となる担当者を決め、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにします。なお、保護者は不安や不信を抱いていることが少なくないため、心理への配慮も必要となります。

・報道等への対応は、教育委員会と校長が十分協議を行い、報道対応は管理職において、正確で一貫した対応を行います。

◎いじめ早期発見の為のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている
- 人を傷つけるような乱暴な言葉が発せられることがある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

日常の行動・表情の様子

- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 表情が暗く元気がない
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- いつもみんなの行動を気にして、目立たないようにしている
- にやにや、へらへらしている
- おどおどしている
- 早退や1人で登校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 1人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 1人で離れて掃除をしている

その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- 持ち物が隠されたり壊されたりする
- 部活動を休むことが多くなる
- ボタンが取れたりポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上にお金を持ち、友達におごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

教職員のいじめ対応チェックリスト（子どもの変化を見逃さない）

自身の行動

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認している
- 記録帳等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心掛けている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- 掃除の仕上がりを確認している
- 休み時間、掃除の時間等に声掛けをしている

情報共有

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有している
- スクールカウンセラーと情報共有している
- いじめに関するニュースや研修した内容等を教職員同士で伝えあっている

子ども・保護者への対応

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配る
- 子どもの体調に気を配る
- 子どもの服装の汚れ等に気を配る
- 子ども同士のあだ名や呼び方に気を配る
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導する
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配る
- 教室の机の中を確認する
- 子どものがんばりを伝える通信などをつくる
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をする